要求條項

一、試ヲ不カ解雇通知ヲ取消スコト
二、今後從業員ヲ驚ク下女ト男代ニ使用セナイ
三、平面、定期昇給ヲナスコト
四、階勤賞與ノ改悪ヲナサヽルコト
五、會社ハ昇給ノ為今ヲ[illegible]
六、退職手當制度ヲ在記ノ如ク制定スル下
七、年以上二十年未満ハ四給三十六ヵ
以上二十年ヲ増スコトニ二十日加算スルコト
七、日本勞働總同盟以外ニ從業員ノ組織セサルコト
八、幼年工ニ對シ年齢ヲ定メ特別昇給
九、高川平和ヲ計ル為ニ宇都宮商店ノ
夫ヲ禁止スルコト
十、今回ノ爭議ヲ切リ絶對的犧牲者ヲ
ニト

追加條項

會社ノ將來ノ平和ヲ維持スル為メ
小島安次、服子太郎、矢田喜太郎、藤生
福造ヲ斷然解雇スルコト
日本勞働總同盟ヲ[illegible]